



栃木県公報

平成30(2018)年
9月28日(金)
第3025号

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 771
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止..... 771
- 地籍調査の成果の認証..... 772
- 道路の区域の変更..... 772
- 道路の供用開始..... 773

公 告

- 公共測量の終了..... 773
- 公安委員会
- 栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正..... 773

告 示

栃木県告示第500号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年9月28日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910400431	いこいの場	佐野市富岡町121-4	一般社団法人憩の場	佐野市富岡町121-4	平成30(2018)年9月1日	就労継続支援B型
0921300083	e s p o	那須塩原市下田野430-91	合同会社e s p o	那須塩原市下永田3-1302-9	平成30(2018)年9月1日	共同生活援助

栃木県告示第501号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年9月28日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910500115	ケアねっと鹿沼	鹿沼市西茂呂 2-2-17	株式会社ケアネットサービス	宇都宮市下荒針町3581-17	平成 30 (2018) 年 8 月 31 日	居宅介護

(障害福祉課)

栃木県告示第502号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30（2018）年9月28日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
小山市	小山市大字粟宮の一部	小山市大字粟宮の一部（粟宮Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30（2018）年 9 月 18 日
上三川町	上三川町大字上神主、大字下神主及び大字鞘堂の各一部	上三川町大字上神主、大字下神主及び大字鞘堂の各一部（上神主Ⅰ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30（2018）年 9 月 18 日
茂木町	茂木町大字町田、千本の一部	茂木町大字町田、千本の一部（町田・千本Ⅰ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30（2018）年 9 月 18 日
茂木町	茂木町大字深沢の一部	茂木町大字深沢の一部（深沢Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30（2018）年 9 月 18 日

(農村振興課)

栃木県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年9月28日から同年10月29日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年9月28日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 花岡狭間田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
225	前A	塩谷郡高根沢町大字花岡字冷子川1488-7から さくら市狭間田字原田614-2まで	6.2～12.5	5036.3	
	前B	塩谷郡高根沢町大字花岡字冷子川1488-7から さくら市狭間田字原田506-2まで	11.2～24.4	3209.3	

後	塩谷郡高根沢町大字花岡字冷子川1488-7から さくら市狭間田字原田506-2まで	11.2～24.4	3209.3	
---	--	-----------	--------	--

栃木県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年9月28日から同年10月29日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年9月28日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
70	主要地方道 宇都宮今市線	日光市文挾町字西側430番1から 日光市小倉字西小路925番2まで	平成30（2018）年 9月28日

（道路保全課）

公 告

○公共測量の終了

平成30（2018）年6月1日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、日光市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年9月28日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
日光市今市地内
- 3 作業期間
平成30（2018）年5月21日から同年7月31日まで

（監理課）

公 安 委 員 会

栃木県公安委員会規則第七号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

栃木県公安委員会委員長 臼井 佳子

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和二十九年栃木県公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(部長及び課長の専決事項)	(部長課長等の専決事項)
第三条 警察本部の生活安全部長は別表第二、刑事	第三条 警察本部の生活安全部長は別表第二、刑事

部長は別表第三、交通部長は別表第四、課長は別表第五、総務課長は別表第六、会計課長は別表第七、生活安全企画課長は別表第八、少年課長は別表第九、組織犯罪対策第一課長は別表第十、交通企画課長は別表第十一、交通指導課長は別表第十二、交通規制課長は別表第十三、運転免許管理課長は別表第十四に掲げる事務を専決することができる。

(警察署長の専決事項)

第四条 警察署長は、別表第十五に掲げる事務を専決することができる。

(報告)

第六条 前四条により処理した事務のうち、別表第一から別表第十五までの各表中公安委員会への報告欄に「要」の記載があるものについては、警察本部長は事後速やかに公安委員会に報告しなければならない。

別表第四 略

別表第五 (第三条、第六条関係) 課長共通専決事項

事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告
行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の規定による弁明書の作成	

別表第六、別表第十五 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

部長は別表第三、交通部長は別表第四、総務課長は別表第五、会計課長は別表第六、生活安全企画課長は別表第七、少年課長は別表第八、組織犯罪対策第一課長は別表第九、交通企画課長は別表第十、交通指導課長は別表第十一、交通規制課長は別表第十二、運転免許管理課長は別表第十三に掲げる事務を専決することができる。

(警察署長の専決事項)

第四条 警察署長は、別表第十四に掲げる事務を専決することができる。

(報告)

第六条 前四条により処理した事務のうち、別表第一から別表第十四までの各表中公安委員会への報告欄に「要」の記載があるものについては、警察本部長は事後速やかに公安委員会に報告しなければならない。

別表第四 略

別表第五、別表第十四 略